

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則

2

第一条 (定義) この省令において「国税」、「国税関係帳

簿書類」、「電磁的記録」、「保存義務者」、電子取引又は「電子計算機出力マイクロフィルム」とは、それぞれ電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に關する法律（平成十年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する国税、国税関係帳簿書類、電磁的記録、保存義務者、電子取引又は電子計算機出力マイクロフィルムをい

2
この省略において次の各号に掲げる用語の
意義は、当該各号に定めるところによる。
一 電子計算機処理 電子計算機を使用して行
われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修

正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。

類に係る国税の納稅者（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第五号（定義）に規定する納稅者をいう。以下この号及び第五条第五項第二号ホにおいて同じ。）である場合には当該国税の納稅地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納稅者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務（国税に関する法律の規定により業務に関して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。）を行う事務所、事業所その他これらに進ずるもののが所在地をいう。

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)
第二条 法第四条第一項に規定する財務省令で定める国税関係帳簿は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿であつて、資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則(同法の規定に

より備付け及び保存をしなければならないこととされてゐる帳簿にあつては、複式簿記の原

則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録されているもの以外のものとする。

法第四条第一項の規定により国税関係帳簿（同項に規定する国税関係帳簿をいう。第六項第四号を除き、以下同じ。）に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者

三 国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要領並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

口 当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る）。

入力したことを確認することができる場合に
あつては、口に掲げる要件を除く。)を満たす電子計算機処理システムを使用すること。
イスキヤナ(次に掲げる要件を満たすもの

に限る。) を使用する電子計算機処理システムであること。

(1) 解像度が、日本産業規格（産業標準化法）（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定す

る日本産業規格をいう。以下同じ。) Z

る一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり三百

2) ドット以上で読み取るものであること。

(2) 紅色 紅色及び青色の附説がそれそれ二百五十六階調以上で読み取るものである。

当該国税関係書類の作成又は受領後、速
や二二の、力道^{アシタ}、二二の電磁^{テレマグ}記表^{カヒョウ}の已
ること

やがて「の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務」と記載され、これが「時刻認証業務」として記載される。

(電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をい

う）に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号並び

に第四条第一項第一号及び第二号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと

(当該国税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規定等)、(二)、(三)、(四)

理に関する規程を定めている場合に於ては、その業務の処理に係る通常の期間を経過するまで、さへも一ヶ月未満の延長を認め

過した後、速やかに当該記録事項に当該タ
イムスタンプを付すこと)。

(1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間

（国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこと

とされている期間をいう。) を通じ、当

（本店若しくは主たる事務所の所在地）

三 その他参考となるべき事項

三 その他参考となるべき事項

には、前条第二項第三号に掲げる要件を除く。」及び次に掲げる要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならぬ

と、「及び次に」とあるのは「並びに次に」と読み替えるものとする。

保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が千万円以下である事業者である場合であつて、当該要求に応じることができるようにしているときは、同号に掲げる要件)を

10 前項の保存義務者は、同項の規定の適用を受けようとする過去分重要書類につき、所轄税務

一 い。当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて該國税関帳簿の備付け及び保存に代えて、該國税関帳簿又は同条第二項の規定により國税關稅書類に係る電磁的記録に従つて保存しなければならない。一、該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、當該取引情報の授受を行うこと。

(1) 口 次に掲げる事項が記載された書類
保存義務者（保存義務者が法人（法人

税法第二条第八号（定義）に規定する人

る法律の規定により国税関係帳簿又は国税関係書類の保存をしなければならないこととされてゐる期間をいう。)の全期間(電子計算機出力による期間を除く)。

はその者を直接監督する者は関する情報を探査し、認することができるようにしておくこと。

1 第一項の記述にて、當公會宣傳部長の意見
て、當該適用届出書が所轄外稅務署長に受理されたときは、當該適用届出書は、その受理された日に所轄稅務署長等に提出されたものとみなれます。

1 第九項の規定により過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をする保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、法第四条第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従つて、当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたことを証明した場合には、第九項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該財務省令で定めるとところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。

法第四条第三項後段に規定する財務省令で定める要件は、同項後段の国税関係書類による電磁的記録について、当該国税関係書類の保存場所に、国税に関する法律の規定により当該国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

四

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格B七一八六に規定する基準を満たすマイクロファイルマリーダプリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

前項の規定は、法第五条第二項の規定により

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)
第四条 法第七条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報（法第二条第五号に規定する取引情報をいいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成された場合に、国税に関する法律の規定によつて、当該書面に記入一二〇にこゝづる易行

四 口 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。
当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。
前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第三条 法第五条第一項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録による保存等)

国税関係書類は係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えようとする保存義務者

り、当該書面を保存すべきこととなる場所は、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第二条第二項第二

事業者 個人事業者（業務を行う個人をいう。以下この項において同じ。）及び法人をいう。

録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者は、前条第二項各号に掲げる要件（当該保存義務者が第五条第五項第二号に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つている場合合

の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロfilmによる保存について準用する。この場合において、前項中「前条第二項各号」とあるのは「前条第二項第一号及び第三号」と、「第五条第五項第二号に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは「第五条第五項第二号ハからホまでに掲げる要件に従つて」

号及び第六項第六号並びに同項第七号において準用する同条第二項第一号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同条第六項第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該

二 判定期間 次に掲げる事業者の区分に応じ
それぞれ次に定める期間をいう。
イ 個人事業者 電子取引を行った日の属する年の一月一日から十二月三十一日までの
期間
ロ 法人 電子取引を行った日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条（事

基準期間（個人事業者についてはその年の事業年度）に規定する事業年度をいう。次号において同じ。）

法第七条に規定する保存義務者が、電子取引を行つた場合において、災害その他を得ない事情により、同条に規定する財務省令で定めることを証明したときは、第一項の規定にかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該財務省令で定めるところに従つて当該電子取引の取引情報を係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(他の国税に関する法律の規定の適用)

及び同法第五十八条に規定する帳簿（同条に規定する課税貨物の同法第二条第一項第二号（定義）に規定する保税地域からの引取りに関する事項の記録に係るものに限る。）である場合にあつては、納税地等の所轄税関長（次項及び第三項において「所轄税務署長等」という。）に提出している場合における当該特例国税関係帳簿に限る。」とする。

一 届出に係る特例国税関係帳簿の種類

二 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

三 届出に係る特例国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該特例国税関係帳簿の備付け及び保存に代える日

四 その他参考となるべき事項

前項の保存義務者は、特例国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告等があつた場合において法第八条第四項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項の届出書とは、その効力を失う。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二 前項の届出書を提出した年月日

三 その他参考となるべき事項

3 第一項の保存義務者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二 第一項の届出書を提出した年月日
三 変更をしようとする事項及び当該変更の内容
四 その他参考となるべき事項

第一項の届出書を提出した年月日
第二条第十項の規定は、前三項の届出書の提出について準用する。

法第八条第四項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる保存義務者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 法第八条第四項第一号に規定する保存義務者 次に掲げる要件（当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合にはハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

イ 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

（1）当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができるること。

（2）当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連国税関係帳簿（当該国税関係帳簿に関連する第二条国税関係帳簿（法第二条第二号に規定する国税関係帳簿をいう。）をいう。口において同じ。）の記録事項（当該関連国税関係帳簿が、法第四条第一項（当該関連国税関係帳簿が、法第五条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機の出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関連国税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は法第五条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機の出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

八、
（1）当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確
保しておくこと。

（2）日付又は金額に係る記録項目について
て条件を設定することができること。
（3）二以上の任意の記録項目を組み合わせ
て条件を設定することができる機能（次に掲げる要件
前号に定める要件

（1）当該電子計算機出力マイクロフィルムの
保存に併せて、国税関係帳簿の種類及び取
引年月日その他の日付を特定することによ
りこれらに対応する電子計算機出力マイク
ロフィルムを探し出すことができる索引簿
の備付けを行うこと。

（2）当該電子計算機出力マイクロフィルムご
との記録事項の索引を当該索引に係る電子
計算機出力マイクロフィルムに出力してお
くこと。

本項に規定する法律の規定により国税関係帳簿の保存期間をしなければならないこととされている期間をいう。の初日から当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定期）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納稅者でない場合には、当該保存義務者が当該納稅者であるとした場合における当該期間に相当する期間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第二条第二項第一号及び前号ハに掲げる要件（当該保存義務者が国税に関する法律

附 則 (令和三年三月三一日財務省令第
二五号)

この省令は、令和四年一月一日から施行す
る。

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第四条第一項第一号口(1)の

改正規定（記名押印）を「その氏名」に改める部分に限る。及び同号口(2)の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「新令」という。）第二条

第六項の規定の適用については、改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「旧令」という。）第三条第五項第五号に規定する承認を受けている同号の国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新令第二条第六項第四号に規定する国税関係帳簿の記録事項とみなす。

2 新令第二条第九項の規定の適用については、旧令第三条第七項に規定する適用届出書は、新令第二条第九項に規定する適用届出書とみなす。

3 この省令の施行の日から令和五年十一月三十

一日までの間に電子取引を行う場合における新令第四条第三項の規定の適用については、同項中「証明したとき」とあるのは、「証明したとき、又は納税地等の所轄税務署長が当該財務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができるなかつたことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしているとき」と、同項ただし書中「当該事情」とあるのは、「これらの事情」とする。

4 新令第五条第五項の規定の適用については、旧令第三条第一項第一号に規定する承認を受けている同号に規定する関連国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新令第五条第五項第一号口に規定する関連国税関係帳簿の記録事項とみなす。

附 則 (令和四年三月三一日財務省令第
二八号)

この省令は、令和四年四月一日から施行す
る。

第一条 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（次項において「新令」という。）

（経過措置）

第二条 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「施行日」という。）

第二条第六項（第二号口に係る部分に限る。）及び第四条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に保存が行われる電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第三項に規定する国税関係書類（以下「国税関係書類」という。）又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

2 施行日から令和五年七月二十九日までの間に国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存が行われる場合における新令第二条第六項の規定の適用については、同項第二号口中「業務をいう。」とあるのは、「業務をいう。」又は一般財團法人日本データ通信協会が認定する業務」とする。